平成２７年（フ）第２５９号
長崎県長崎市大園町14番17―105号、旧住所長崎県長崎市大園町14番17―102号
債務者　武藤　真博
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
長崎県長崎市大園町14番17―105号、旧住所長崎県長崎市大園町14番17―102号
債務者　武藤　良子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
長崎県長崎市八つ尾町６番７―402号
債務者　那須　勝子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４６１８号
大阪市住吉区沢之町１丁目11番５号　沢之町マンション404号、前住所堺市西区鳳中町10丁10番地２　コンフォール鳳103号
債務者　外川　浩平
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８０１号
大阪府東大阪市東鴻池町１丁目10番６―303号
債務者　牟田　幸二
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９２６号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番３―512号、前住所大阪市住吉区南住吉２丁目14番22号　ジュネス南住吉　305号
債務者　西本　進哉
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０号
長崎県松浦市今福町滑栄免149番地４、従前の住所佐賀県伊万里市立花町1891番地26
債務者　高山　正彦
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

財産状況報告集会等期日変更

平成２７年（フ）第３３号
島根県江津市都野津町2278番地２
破産者　佐々木　實
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日を平成28年１月20日午前10時30分と変更する。
平成27年12月９日　松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１６号
島根県浜田市紺屋町46番地
破産者　洲脇　義孝
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５３９号
千葉県柏市大井1928番地８
破産者　内ノ村敬史
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１５４７号
埼玉県蕨市南町３丁目14番11号
破産者　株式会社武屋
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４８号
神奈川県横浜市鶴見区大黒町３番53号
破産者　株式会社タケヤ
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４９号
埼玉県蕨市南町３丁目14番11号
破産者　武藤　克人
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５０号
埼玉県蕨市中央１丁目12番８号　ルースト蕨301号、破産手続開始決定時の住所埼玉県蕨市南町３丁目14番11号
破産者　武藤あさ子
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
埼玉県深谷市東方3684番地19、破産開始決定時の住所埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原418
破産者　本山喜美代
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２４号
島根県出雲市高岡町140番地
破産者　株式会社オプトム
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第３６号
島根県出雲市今市町259番地１
破産者　株式会社パラオサービス
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第６３００号
東京都墨田区墨田２丁目17番２号
破産者　有限会社ヤマモト
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部